

令和6年度市川市高度処理型（窒素又はリン除去）浄化槽設置費補助金制度

詳細は、「市川市高度処理型合併浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」をご覧ください。

1. 生活排水による河川の汚れと、窒素又はリンを除去する高度処理型浄化槽

単独浄化槽やくみ取り便所は、トイレの排水のみをきれいにするため、風呂や台所からの生活排水をそのまま海や川へ流しています。

このため、生活排水によって河川が汚され、生活排水に含まれている窒素やリンは、海や川の富栄養化の原因となっています。

そこで、河川の汚れを防ぐため、既存の単独浄化槽やくみ取り便所を、窒素又はリンを除去する「高度処理型浄化槽」に入れ替える場合に、予算の範囲内で補助金を交付しています。（補助金申請の最終締切日は12月28日ですが、その前に予算数に達した場合はその時点で終了となります。）

2. 補助金の交付対象

新築、建替え等建築確認を伴うものを除き、下水道の整備が当分の間（7年以上）見込まれない地域（以下、「補助対象地域」という。）で、自己が居住する為の住宅（併用住宅を含む）に既存単独浄化槽又はくみ取り便所を撤去した後に、10人槽以下の高度処理型浄化槽を設置する方。

※上記の要件を満たしていても、交付決定（通知書）を受ける前に工事着手した場合は、補助金を受けることができません。

※補助対象地域に関しては、河川・下水道管理課又は下水道建設課の窓口でご確認ください。

※浄化槽は高度処理型として国土交通大臣の認定を受け、全国浄化槽推進市町村協議会（全浄協）に登録したもの。

※前年度に申請した方で次に該当する場合は補助対象者となりませんのでご注意ください（要綱第3条関係）。

- ・前年度に申請して交付決定を受けたにもかかわらず、前年度11月30日以後に変更等承認申出書（計画中止）を提出した場合、又は、交付決定の取消しを受けた場合
- ・前年度に申請して、前年度の11月30日以後に不交付の決定を受けた場合
- ・前年度の12月1日～12月28日の間に申請し、その後申請の取下げ等をした場合

《令和6年度設置費補助金限度額》

人槽の区分	人員算定基準（JIS A3302）	補助限度額	N10型上乗せ
5人槽	130㎡以下（延べ面積）	360,000円	314,000円
7人槽	130㎡を越える（延べ面積）	462,000円	308,000円
10人槽	浴室及び台所が2箇所以上ある	585,000円	338,000円

※上記の限度額に下記費用を限度として加算あり

※単独転換の場合 撤去費又は雨水貯留槽への再利用に係る工事費として
180,000円、配管費として300,000円

※くみ取転換の場合 撤去費用として100,000円、配管費として300,000円

※N10型：放流水の総窒素濃度が1リットルにつき10ミリグラム以下

3. 補助金の交付手続きの流れ

浄化槽設置届を葛南地域振興事務所(地域環境保全課)に提出

葛南地域振興事務所 TEL047-424-8092

原則として葛南地域振興事務所の受付から10日間は申請できません(浄化槽法第5条)

【申請期間】
12月28日まで(ただし、12/1~12/28の申請は次年度補助対象外となることについて同意が必要)

補助金交付申請書を浄化槽工事の着工前に河川・下水道管理課に提出

補助金交付申請書の添付書類は次のとおりです

- ・設置届出書の写し
- ・設置場所の案内図及び各階平面図
- ・見積書及び工事請負契約書の写し
- ・高度処理型浄化槽概要書の写し及び構造図
- ・高度処理型浄化槽の設置及び排水系統を含む建築物の配置図
- ・全浄協の登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- ・県浄協の保証登録証
- ・保守点検及び清掃に関する誓約書
- ・転換計画書
- ・前年度の住民税の納税証明書
- ・委任状(申請を代行する場合、代表者を決める場合)
- ・住宅又は土地を借りている者は所有者の承諾書

【審査期間】
2週間程度

交付決定通知書を発行

工事着手

工事状況の写真撮影

浄化槽設備士立会い、割栗、目つぶし、つき固め、配筋、擁壁、支柱、基礎コンクリート、浄化槽本体、埋め戻し、上部スラブ、かさ上げ、完成 など

中間検査

養生及び防護壁の施工状況等確認、水平確認、認定番号確認

完成

実績報告書の提出

実績報告書の添付書類は次のとおりです

- ・浄化槽使用開始報告書(提出済)の写し
- ・保守点検及び清掃の契約書の写し(浄化槽法第11条検査の受検手続きの記載があるものに限る)
- ・浄化槽法第7条検査手数料納付書の写し
- ・工事費用の領収書又は請求書の写し
- ・工事写真及び施工結果報告書(チェックリスト)
- ・転換結果報告書及び撤去又は再利用工事の写真

【提出期限】
設置工事終了後1ヶ月以内、または3月20日のいずれか早い日

完了検査

- ①申請者及び浄化槽設備士立会いの下、実績報告書に基づき、目視及び実測、通水などにより検査を行う
- ②工事業者提出の施工結果報告書(チェックリスト)の確認

申請者(又は同一世帯者は)必ず検査に立会う

交付額確定通知書を発行

交付請求書を河川・下水道管理課に提出

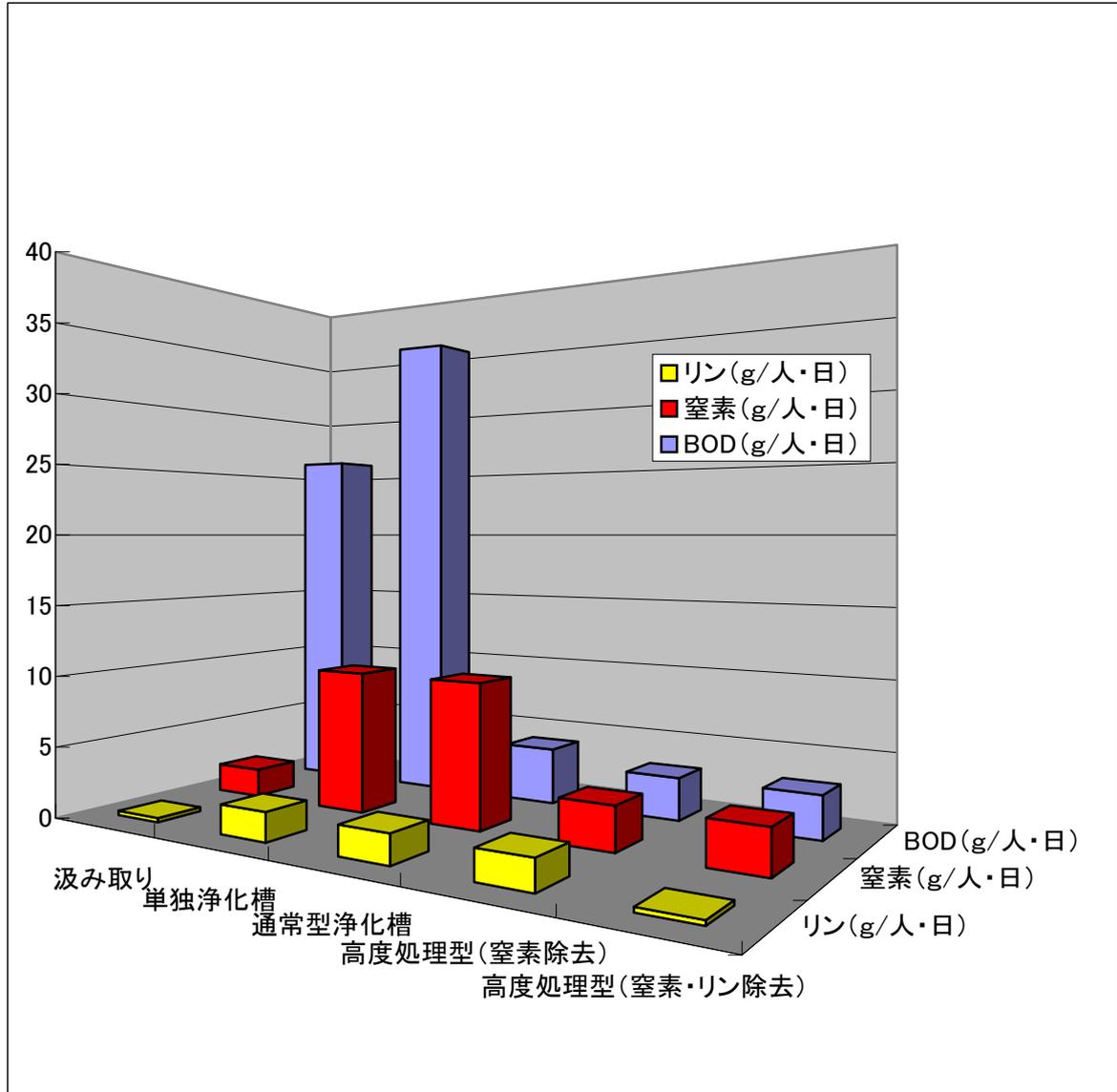
概ね1ヶ月後

補助金が申請者の指定した口座に入金

★東京湾の富栄養化対策に高度処理型浄化槽が有効です

窒素やリンなどの増加による富栄養化は、赤潮や青潮の原因となります。

☆放流水質の比較



①赤潮

赤潮とはプランクトンが大量に発生して海水の色が変化する現象のことをいいます。

海水中の窒素やリンなどの栄養塩類が増加すると、赤潮が発生しやすくなります。

これを富栄養化といいます。

東京湾のような閉鎖性水域は、外海と水が入れ替わりにくいため、流入河川から流れてくる汚濁物質がたまりやすく、富栄養化しやすい海域です。

②青潮

海底近くでは細菌類がプランクトンの死骸などの有機物を分解しています。

その際に酸素が消費され、酸素の乏しくなった海水が水面に上昇し、青白く見えるものを青潮といいます。

青潮になると、魚類が酸素を求めて水面近くに上がって来たりし、ひどくなると大量に死んでしまいます。

富栄養化により、プランクトンの数が増えればその分解に必要な酸素も増えるので、青潮を引き起こしやすくなります。

浄化槽 清掃・保守点検等

【清掃許可及び保守点検登録業者】		
業者名	所在地	電話番号
(公財)市川市清掃公社	市川市二俣新町13-1	047-327-8100
(株)矢切衛生社	松戸市下矢切706	047-367-6225
(株)市川環境エンジニアリング	市川市田尻2-11-25	047-376-1712
(株)ヒット千葉支店	船橋市宮本8-42-4	047-433-1480
(株)エイケン	船橋市米ヶ崎町729	047-422-0211
京葉管理事業(株)	柏市大津ヶ丘1-46-8	04-7190-2131
(株)建総	市川市原木3-18-9	047-328-8333
(株)市川衛生管理センター	市川市曾谷6-30-2	047-372-6788

【保守点検及び清掃に関すること】

(一社)千葉県環境保全センター 043-245-4222

【法定検査に関すること】

(公社)千葉県浄化槽検査センター 043-246-6283

【浄化槽の設置及び維持管理に関する問い合わせ先】

葛南地域振興事務所(千葉県機関) 047-424-8092

◎浄化槽補助金・清掃業者についての問い合わせ先

市川市 下水道部 河川・下水道管理課
下水道施設グループ

TEL 047-712-6358(直通)

FAX 047-712-6360